沼田弾薬支処公示第１号
令和 ５ 年 ６ 月 １ 日

公　　示

小火器弾薬打がら薬きょうの売払い契約希望者募集要領

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処沼田弾薬支処
会計科長　　小　泉　　智

小火器弾薬打がら薬きょう売払いの契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

１　公募に付する予定品目
小火器弾薬打がら薬きょう売払い

２　公募に参加する者に必要な資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」において北海道地域の競争参加資格を有する者、又は資格の取得に向けて申請中である者。
⑷　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中でない者。
⑸　警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　別紙第１「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

３　応募方法
⑴　提出書類
ア　参加表明書（様式は別紙第２による。）
イ　競争参加資格審査結果通知書の写し。ただし、競争参加資格申請中である場合は、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
ウ　別紙第３「売払条件書」の各項目の要件を証明する書類
(ｱ)　事業又は同等の事業の受注実績（過去直近の１件）
(ｲ)　加工に係る破砕設備及び保管設備の設置を証明する書類
(ｳ)　武器等製造法第５条第１項第２号に規定する保管設備の設置を証明する書類
(ｴ)　武器等製造法第１１条第１項に規定された保管規定
(ｵ)　輸送、保管、加工、処分間の保全及び警備体制を証明する書類
(ｶ)　本事業を安全適正に実施できる経験及び技術を持ち、各種報告書類を作成することができる者を有していることを証明する書類
エ　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

(2)　表明書及び審査資料（以下、「提出資料」という。）は受付期限内に１部を提出先に持参又は郵送するものとします。

(3)　受付期限

令和５年７月１１日（火）まで。

(4)　受付時間

土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く毎午前９時から午後５時まで。

ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(5)　提出先

〒０７８－２２２２　北海道雨竜郡沼田町字沼田１１４２番１

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処会計科　担当：小枝

電話　０１６４－３５－１９１０　（内線２５０）

4　提出資料等の審査等

(1)　応募者は、北海道補給処沼田弾薬支処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければなりません。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き必要な資料等を提出しなければなりません。

(2)　応募者は、北海道補給処沼田弾薬支処の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければなりません。

5　審査結果の通知

公募指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行います。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行います。

6　疑義の申立て

(1)　審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対し審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができます。

ア　提出期限

審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）

イ　提出場所

３の（５）に同じです。

ウ　その他

書面は持参又は郵送するものとします。

(2)　分任契約担当官は、審査結果について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して１４日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

7　疑義の再申立て

(1)　６の(２)の説明に不服のある者は、疑義に対する回答を受領した日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申し立てを行うことができます。

(2)　分任契約担当官は、再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して１４日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8　資料等の提出に当たっての留意事項

(1)　提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該品目の公募指名競争等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、北海道補給処沼田弾薬支処の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。

(2)　提出資料等の作成及び提出に要する費用等は、提出者の負担とします。

(3)　提出された資料等は、原則として返却しません。
(4)　提出された資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しません。
(5)　原則として、提出期限以降における提出資料等の差換え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。
(6)　提出資料等に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記してください。

9　応募者の義務等

応募者で指名の通知を受けた者は、必ず公募指名競争等に参加し、合理的な金額の見積書又は入札書を提出しなければなりません。

10　その他の注意事項

(1)　本公示予定品目については、当該年度の調達予定及び過去の実績等に基づき記載しているため、必ず調達があることを保証するものではありません。

なお、場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがあります。

(2)　本公示記載事項の詳細及び不明な点については、３の(５)に記載されている提出先に照会してください。

別紙第１

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

１　防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

別紙第２

参 加 表 明 書

当社は、下記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。
また、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

沼田弾薬支処公示第　　号（令和　　年　　月　　日）

No.	登録番号	区分	要求内容	調達予定品目等	調達予定項目
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

添付書類

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処
会　計　科　長　　小　泉　　智　　殿

令和　　年　　月　　日

所 在 地
電話番号
会 社 名
代表者名　　印

※代表者印は省略できます。
押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。

別紙第３

売払条件書

１　趣旨

本公募に付する予定品目である小火器弾薬打がら薬きょうの売払いの条件を示すもの。

２　売払い関する条件等

(1)　基本要件

契約の相手方は、次に示す基本要件を満たしていなければならない。

ア　保管所として、武器等製造法に基づく小型薬きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な錠を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。

イ　打がら薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。

ウ　盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。

エ　保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。

オ　打がら薬きょうの保管に当たっては、この項第５号に示す保管の要領による保管規程を定めるものとする。

(2)　作業工程

作業工程は、付紙第１「作業工程表」を基準とする。

(3)　受領

打がら薬きょうの受渡しは、弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

(4)　輸送

ア　輸送は、契約の相手方が実施するものとする。

イ　輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

(5)　保管

ア　加工前の打がら薬きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない。

イ　打がら薬きょうは、弾薬支処から引き渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管するものとする。

ウ　保管所への打がら薬きょうの搬入又は保管所から打がら薬きょうを搬出する際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに品目、重量などの管理をするものとする。

エ　保管所に打がら薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。

オ　警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。

カ　防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常がないことを確認した時から、次回保管状況等に異常がないことを確認するまでの間、保存するものとする。

キ　契約相手方及びその従業員は保管規程を守らなければならない。

(6)　打がら薬きょうの加工

打がら薬きょうは、再利用防止のため、次に示す加工を行うものとする。また、加工前と加工後の打がら薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録するものとする。

ア　加工方法は、付紙第２「加工方法（基準）」を基準とし、改造又は再使用できないように加工するものとする。

イ　打がら薬きょうの長さが３０mm以上（L≧３０mm）のものは、２か所以上を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の１／２以下に潰さなければならない。

ウ　打がら薬きょうの長さが３０mm未満（L＜３０mm）のものは、１か所を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の１／２以下に潰さなければならない。

(7)　木箱、帯鉄の処分

打がら薬きょうの運搬に使用した木箱、帯鉄等は、契約の相手方において廃棄又は売払いにより処分するものとする。なお、木箱を売払いにより処分する場合は表示を抹消するものとし、廃棄する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるものとする。

3　監査・検査

(1)　監督は、契約担当官等が定める監督実施要領によるものとし、不具合がある場合は契約の相手方は、速やかに是正するものとする。

(2)　検査は、売払いという特性から報告書をもって検査とする。

4　その他の指示

(1)　契約の相手方は、契約担当官等の承認を受けないで契約状況（特に品目・重量）を第三者に開示してはならない。

(2)　提出書類

ア　契約担当官が定める時期までに保管規程２部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

イ　契約締結後速やかに処分実施計画書２部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

ウ　処分実施計画書又は保管規程の内容を変更する場合は、契約担当官等の承認を受けなければならない。

エ　受領書は、契約相手方が２部作成し、打がら薬きょうの引渡し時に弾薬支処に提出する。

オ　打がら薬きょうの処分終了後、処分の結果について、次に示す事項を記載した報告書２部を契約担当官等に提出するものとする。

(ｱ)　加工前及び加工後の打がら薬きょうの重量の数値及び写真の記録

(ｲ)　黄銅再生業者等の名称、所在地及び連絡先

(ｳ)　打がら薬きょうを黄銅再生業者等に引き渡した重量及びその明細書

(ｴ)　木箱等を売払いにより処分した場合は、その明細書。廃棄により処分した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェスト（Ａ又はＥ票）の写し

カ　特に指示のある場合は、加工後の写真を記録し契約担当官に提出するものとする。

付紙第１

作業工程表

工　程 番　号	作業工程	作業内容
１	処分実施計画	処分実施計画書の作成、提出、承認
２	受　　領	・　数量等の確認 ・　受領書により受払い
３	輸送及び保管	・ 契約の相手方による輸送及び保管 ・ 紛失及び盗難防止の処置
４	出　　庫	１日の加工予定数量の打がら薬きょうを倉庫から作業場所へ運搬
５	加工前点検	木箱を開梱し、打がら薬きょうの異物等の有無を点検
６	加　　工	・　打がら薬きょうの加工（切断・潰し） ・　木箱、帯鉄等を処分するための処置
７	加工後の社内検査	・加工状態の社内検査 ・加工後の打がら薬きょうの数量確認
８	入　　庫	加工後及び未加工の打がら薬きょうを倉庫へ運搬し保管
９	黄銅再生業者への引渡し	・加工後の打がら薬きょうを黄銅再生業者へ引渡し ・引渡し時の数量検査
１０	木箱、帯鉄等の処分	木箱、帯鉄等の廃棄又は売払い
１１	報告書	報告書の作成及び提出

加工方法（基準）

下図は、基本的な加工状態であり潰す箇所により種々の形状になるのは差し支えない。

１　長さ（Ｌ）が３０ｍｍ以上の場合（Ｌ≧３０ｍｍ）

(1)　加工前

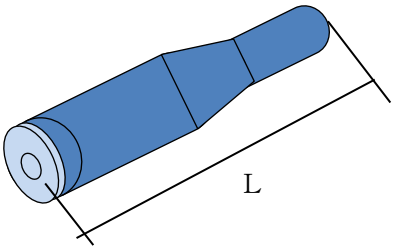

(2)　加工後

切断

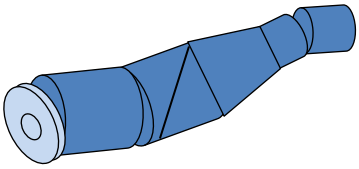

潰し

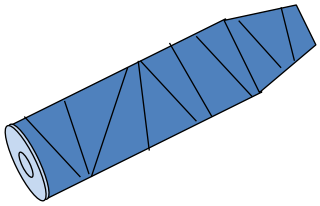

２　長さ（Ｌ）が３０ｍｍ未満の場合（Ｌ＜３０ｍｍ）

(1)　加工前

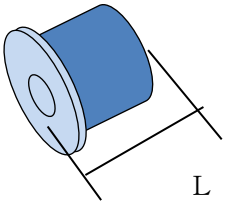

(2)　加工後

切断

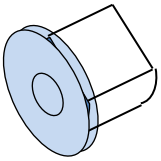
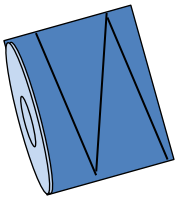
潰し